

2026 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 オ ル ト プ ラ ス
代 表 者 名 代表取締役 石 井 武
(コード番号：3672 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 取締役執行役員 石 原 優
管理本部長
(Tel. 050-5306-9094)

略式会社分割（吸収分割）による持株会社体制への移行に伴う子会社（分割準備会社）の設立、吸収分割契約の締結及び定款の一部変更（商号及び事業目的等の一部変更）、並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 9 日付「持株会社体制への移行の検討開始、資本金及び資本準備金の額の減少の予定に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、当社の持株会社体制への移行並びに資本金及び資本準備金の額の減少に向けた検討を進めておりましたが、本日開催の取締役会において、略式会社分割（吸収分割）による持株会社体制への移行のため、当社の事業部門を承継する吸収分割承継会社として、当社が 100%出資する株式会社オルトプラス分割準備会社を設立すること、並びに当社の資本金及び資本準備金の額の減少を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、本日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社オルトプラス分割準備会社との間で、当社を分割会社、株式会社オルトプラス分割準備会社を承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことを決議し、株式会社オルトプラス分割準備会社との間で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結いたしましたので、併せてお知らせいたします。

そして、当社は、持株会社体制への移行に伴い、商号を 2026 年 10 月 1 日付で「株式会社オルトプラスホールディングス」に変更するとともに、その事業目的に持株会社としての経営管理等を追加すること、並びに今後の資本政策における柔軟性及び機動性を確保するために発行可能株式総数を増加することを目的として、本日開催の取締役会において、定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本吸収分割、当社の定款の一部変更並びに資本金及び資本準備金の額の減少につきましては、2026 年 9 月 25 日開催予定の当社臨時株主総会による承認が得られることを条件に実施いたします。

加えて、当社の完全子会社である株式会社オルトプラス分割準備会社が、本日開催の取締役会において、その商号を 2026 年 10 月 1 日付で「株式会社オルトプラス」に変更することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本吸収分割は、当社の完全子会社に当社の事業部門を承継させる会社分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 本吸収分割

1. 本吸収分割の背景及び目的

(1) 背景

当社グループは、「笑顔あふれるセカイを増やす」というパーパスを掲げ、2010 年の創業から 16 年以上にわたりエンターテインメント及びソリューション領域で事業を推進してまいりました。主力となる事業ポートフォリオは、スマートフォン向けオンラインゲームの企画・開発・運営を担う「ゲーム事

業」、法人顧客のサービス開発・運営を包括的に支援する「サービス開発事業」、そしてゲーム業界に特化した「技術・人材支援事業」の3本の柱で構成されております。

当社グループは、前連結会計年度まで12期連続となる営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失となり、当中間連結会計期間においても、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する中間純損失を計上しております。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、当該事象又は状況の解消を図るべく、当社グループでは収益構造の改善及び財務基盤の安定化を最優先の経営課題として掲げ、抜本的な対策を講じております。

そのような状況下で、2025年11月20日公表「株式会社オカザキホールディングスとの資本業務提携及び第三者割当増資引受け等による同社株式取得（持分法適用関連会社化）に関するお知らせ」のとおり、IPを起点とした全方位的なブランド戦略を共同で推進することを目的とした資本業務提携を締結し、また、同日公表「新たな事業（暗号資産の購入及び運用事業）の開始に関するお知らせ」のとおり、既存事業の発展に加えて、中長期的な企業価値の向上と財務基盤の強化を目的として、暗号資産の購入及び運用事業を新たに開始いたしました。さらに、2026年4月23日公表「中間持株会社の設立及び新たな事業の開始に関するお知らせ」のとおり、金融事業を新たな収益の柱として育成することで、グループ全体の企業価値の向上を図っております。

このように、当社グループの事業ポートフォリオは、従来のエンターテインメント領域に加え、金融事業をはじめとする新たな領域へと多角化が進んでおり、各事業が置かれる市場環境、求められる経営スピード、適用される法規制、並びに人材・評価制度のあり方は、それぞれ大きく異なるものとなっております。しかしながら、現行の単一事業会社体制の下では、全社一律の管理・評価・運用の仕組みのなかで多様な事業を運営しているため、各事業の特性に応じた機動的な意思決定、業績責任の所在の明確化、及び業種業態に最適化された制度設計を十分に行うことが難しく、事業ごとの成長スピードや収益性の改善に制約が生じやすい状況にあります。加えて、継続企業の前提に関する重要な疑義の解消に向けては各事業の早期の黒字化と財務基盤の強化が急務であり、また中長期的な企業価値の向上のためには、M&Aや資本業務提携、新規事業の立ち上げを通じた非連続な成長を迅速かつ円滑に取り込んでいける柔軟な組織基盤の構築が不可欠であると認識しております。こうした認識のもと、当社は、グループ全体の経営戦略の立案・資本配分・ガバナンスを担う持株会社と、各事業の執行に専念する事業会社とを分離する持株会社体制への移行を検討するに至りました。本移行は、以下の目的の実現を通じて、当社グループの企業価値の持続的な向上を図ることを企図するものであります。

（2）目的

①「全社経営と事業運営の分離」による意思決定の迅速化

持株会社はグループ全体の中長期戦略の立案、最適な資本配分、及びガバナンスに専念いたします。一方で、日々の事業執行に関わる権限は各事業会社に委譲いたします。経営と執行を分離することで、各現場における意思決定及び実行のスピードを向上させ、市場環境に合わせた体制を構築いたします。

②「業績責任の明確化」を通じた事業の運営

各事業を独立させることで、事業責任者がP/L（損益）に直接コミットする「自律経営」を徹底し、これまで曖昧になりがちであった業績責任を明確にすることで、グループ全体の喫緊の課題である各事業の黒字化を目指します。

③「業種業態にあわせた制度の導入」による事業の最適化

ゲーム事業、人材事業、金融事業など、当社の事業ポートフォリオは多角化してきております。全社一律の管理・評価・運用の仕組みではなく、それぞれの業種業態の特性、法規制、ビジネススピード、そして競争環境に最も適した独自の評価制度を個別に導入し、各事業の拡大を図ります。

④「M&Aや企業組織再編の促進」による非連続な成長の加速

今後の当社の持株会社体制において、M&Aは重要な成長エンジンであります。純粋持株会社を頂点とし

たプラットフォームを整えることで、今後実施する M&A や資本業務提携先の企業、あるいは新規に立ち上げる事業を、グループの「器」へ迅速かつ円滑に受け入れ、柔軟に組織再編を行える機動的な体制を確立いたします。

2. 本吸収分割の要旨

(1) 本吸収分割の日程

承継会社設立及び吸収分割契約承認取締役会決議日（当社）	2026 年 7 月 30 日
承継会社設立日	2026 年 7 月 30 日
吸収分割契約締結日	2026 年 7 月 30 日
吸収分割契約承認株主総会基準日公告日（当社）	2026 年 7 月 31 日（予定）
吸収分割契約承認株主総会基準日（当社）	2026 年 8 月 14 日（予定）
吸収分割契約承認株主総会決議日（当社）	2026 年 9 月 25 日（予定）
吸収分割実施日（効力発生日）	2026 年 10 月 1 日（予定）

（注）本吸収分割は、株式会社オルトプラス分割準備会社においては、会社法第 796 条第 1 項の規定に基づく略式会社分割（吸収分割）であるため、株式会社オルトプラス分割準備会社は、株主総会の決議による吸収分割契約の承認を経ずに本吸収分割を行います。

(2) 本吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の完全子会社である株式会社オルトプラス分割準備会社を承継会社とする略式会社分割（吸収分割）の方法により行います。また、当社は持株会社として引き続き上場を維持いたします。

(3) 本吸収分割に係る割当ての内容

本吸収分割は、完全親子会社間において行われるため、本吸収分割に際して、株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

(4) 本吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社である株式会社オルトプラス分割準備会社は、当社から、本吸収分割契約に定める資産、債務、契約その他権利義務を承継いたします。なお、債務の承継につきましては、併存的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び承継会社である株式会社オルトプラス分割準備会社は、本吸収分割の効力発生後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておりません。したがって、本吸収分割において、当社及び承継会社である株式会社オルトプラス分割準備会社が負担すべき債務につきましては、債務履行の見込みに問題はないと判断しております。

3. 本吸収分割の当事会社の概要

	分割会社 (2026 年 3 月 31 日現在)		承継会社 (2026 年 7 月 30 日設立時)	
(1) 名称	株式会社オルトプラス (2026 年 10 月 1 日付で「株式会社 オルトプラスホールディングス」に 商号変更予定)		株式会社オルトプラス分割準備会社 (2026 年 10 月 1 日付で「株式会社 オルトプラス」に商号変更予定)	
(2) 所在地	東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号		東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 石井 武		代表取締役 石井 武	
(4) 事業内容	エンターテインメント&ソリュー ション事業 (ゲーム事業、サービス 開発事業、技術・人材支援事業)		エンターテインメント&ソリュー ション事業 (ゲーム事業、サービス 開発事業、技術・人材支援事業) (ただし、本吸収分割の実行前は事 業を行う予定はありません。)	
(5) 資本金	61,260 千円		30,000 千円	
(6) 設立年月日	2010 年 5 月 6 日		2026 年 7 月 30 日	
(7) 発行済株式数	83,955,233 株		3,000 株	
(8) 決算期	9 月末日		9 月末日	
(9) 大株主及び持株比率	ジーイエット株式会社 G Future Fund 1 号投資事 業有限責任組合 岡崎 太輔 楽天証券株式会社 石井 武 NHN テコラス株式会社 GMO クリック証券株式会社 株式会社 SBI 証券 株式会社 DMM.com 証券 前田 喜美子	25.54% 9.76% 9.53% 3.47% 2.16% 1.32% 1.09% 0.75% 0.75% 0.63%	株式会社オルトプラス	100%
(10) 分割会社と承継会社 の関係	資本関係		分割会社が 100%出資して承継会社 を設立し、その発行済株式の 100% を保有しております。	
	人的関係		分割会社より取締役を派遣する予定 です。	
	取引関係		経営指導業務及び管理業務の受託等 の取引が発生する予定です。	
(11) 直前事業年度の財務状態及び経営成績 (2025 年 9 月期)				
純資産	1,013,242 千円		30,000 千円	
総資産	1,746,749 千円		30,000 千円	
1 株当たり純資産	17.00 円		10 千円	
売上高	2,897,753 千円		—	
営業利益	△467,294 千円		—	
経常利益	△442,449 千円		—	
親会社株主に帰属する当期	△434,656 千円		—	

純利益		
1株当たり当期純利益	△12.83円	—

(注1) 持株比率は発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合を記載しております。

(注2) 承継会社は、最終事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみを表記しております

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

エンターテインメント&ソリューション事業

(2) 分割する部門の経営成績（2025年9月期）

売上高	1,013,728千円
売上総利益	▲18,284千円
営業利益	▲396,315千円
経常利益	▲357,214千円

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額（2025年9月30日現在）

資産		負債	
流動資産	388,209千円	流動負債	107,056千円
固定資産	28,307千円	固定負債	—
合計	416,517千円	合計	107,056千円

(注) 上記金額は2025年9月30日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に分割する資産、負債の金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

5. 本吸収分割後の状況（2026年10月1日現在（予定））

	分割会社	承継会社
(1) 名称	株式会社オルトプラスホールディングス	株式会社オルトプラス
(2) 所在地	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 石井 武	代表取締役 石井 武
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理等	エンターテインメント&ソリューション事業（ゲーム事業、サービス開発事業、技術・人材支援事業）
(5) 資本金	10,000千円	30,000千円
(6) 決算期	9月末日	9月末日

6. 今後の見通し

承継会社は、当社の完全子会社であるため、本吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。

II. 定款の一部変更（商号及び事業目的等の一部変更）

1. 定款変更の目的

持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を「株式会社オルトプラスホールディングス」に変更するとともに、その事業目的に持株会社としての経営管理等を追加したうえで将来の事業の多角化及び事業領域の拡大に備えること、並びに今後の資本政策における柔軟性及び機動性を確保するために発行可能

株式総数を増加することを目的とするものです。

なお、定款の一部変更は、2026 年 9 月 25 日開催予定の当社臨時株主総会による承認が得られることを条件に実施いたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款一部変更承認株主総会決議日	2026 年 9 月 25 日（予定）
定款一部変更効力発生日	2026 年 10 月 1 日（予定）

III. 商号変更

1. 変更の理由

持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を変更するものです。

なお、商号変更は、2026 年 9 月 25 日開催予定の当社臨時株主総会による承認が得られることを条件に実施いたします。

2. 新商号

株式会社オルトプラスホールディングス
(英文表記: AltPlus Holdings Inc.)

3. 新商号変更日

2026 年 10 月 1 日（予定）

IV. 子会社の商号変更

1. 子会社の概要

株式会社オルトプラス分割準備会社の概要は、上記「I. 本吸収分割」の「3. 本吸収分割の当事会社の概要」をご参照ください。

2. 変更の理由

持株会社体制への移行に伴い、当社のエンターテインメント&ソリューション事業を承継予定である株式会社オルトプラス分割準備会社の商号を変更するものです。

なお、商号変更は、2026 年 9 月 25 日開催予定の当社臨時株主総会による承認が得られることを条件に実施いたします。

3. 新商号

株式会社オルトプラス
(英文表記: AltPlus Inc.)

4. 新商号変更日

2026 年 10 月 1 日（予定）

V. 資本金及び資本準備金の額の減少

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

当社は、今後の資本政策上の柔軟性と機動性を確保するとともに、財務体質の改善を図ることを目的として、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 減少すべき資本金及び資本準備金の額

2026 年 9 月 30 日を効力発生日として、2026 年 6 月 30 日現在の当社の資本金の額 164,337,500 円を 154,337,500 円減少し 10,000,000 円とし、また、当社の資本準備金の額 164,337,500 円を 154,337,500 円減少し 10,000,000 円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が、当該効力発生日までに行使された場合、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金の額及び資本準備金の額と同額分をそれぞれ合わせて減少し、それらの減少額全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少をそれぞれ上記 1 のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

4. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|---------------|----------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2026 年 7 月 30 日 |
| (2) 債権者異議最終期日 | 2026 年 9 月 24 日 (予定) |
| (3) 株主総会決議日 | 2026 年 9 月 25 日 (予定) |
| (4) 効力発生日 | 2026 年 9 月 30 日 (予定) |

5. 今後の見通し

本件は貸借対照表の純資産の部における勘定振替であり、当社の純資産額に変動はなく、業績に与える影響はありません。

以 上

(別紙)

定款変更の内容
(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条 (商号) 当社は、 <u>株式会社オルトプラス</u> と称し、英文では、 <u>AltPlus Inc.</u> と表示する。	第1条 (商号) 当社は、 <u>株式会社オルトプラスホールディングス</u> と称し、英文では、 <u>AltPlus Holdings Inc.</u> と表示する。
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ソフトウェア及び周辺機器等の企画、開発、製造、販売、保守、賃貸及び輸出入 2. 各種コンテンツの企画、開発、販売、配信及び管理 3. 業務用遊技機器・キャラクター商品・玩具等の企画、開発、製造、販売及び輸出入 4. 情報通信・情報処理及び情報提供サービスに関する業務 5. 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、販売、賃貸、運用 6. <u>マーケティングリサーチ及び広告宣伝に関する業務</u> 7. <u>出版及び電子出版に関する業務</u> 8. 知的財産権（著作権・商標権等）の実施、使用許諾、媒介、維持及び管理 9. <u>投資運用業等の金融商品取引業</u> 10. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業 11. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理等に関する不動産業 12. 古物品の売買、販売代行、仲介及び輸出入 13. 飲食店等の店舗の経営 14. 子会社及び関係会社に対する経営管理及び経営指導 15. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行代理店業 16. 暗号資産の投資及び運用 17. 暗号資産に関連・付帯する業務全般 18. <u>前各号に関する業務のコンサルティング、受託及び代理</u> 19. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u>	第2条 (目的) 当社は、次の事業を営む <u>会社その他の事業体（外国会社を含む。）の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配及び管理すること</u> を目的とする。 1. ソフトウェア及び周辺機器等の企画、開発、製造、販売、保守、賃貸及び輸出入 2. 各種コンテンツの企画、開発、販売、配信及び管理 3. 業務用遊技機器・キャラクター商品・玩具等の企画、開発、製造、販売及び輸出入 4. 情報通信・情報処理及び情報提供サービスに関する業務 5. 電子商取引、通信販売及び決済代行に関する業務並びにこれらに係るシステムの企画、開発、販売、賃貸及び運用 6. <u>市場調査、広告代理、広告宣伝、販売促進、広報及び広告媒体の企画、制作、販売、仲介に関する業務</u> 7. <u>出版、電子出版及び印刷に関する業務</u> 8. 知的財産権（著作権、著作隣接権、商標権、意匠権、特許権、ノウハウその他一切の知的財産権）の取得、保有、運用、実施、使用許諾、譲渡、媒介、維持及び管理 9. <u>金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業及び第二種金融商品取引業</u> 10. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業 11. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理等に関する不動産業 12. 古物品の売買、販売代行、仲介及び輸出入 13. 飲食店等の店舗の経営 14. 子会社その他の関係会社に対する経営管理、 <u>経営指導及び業務支援</u> 15. 旅行業法に基づく旅行業及び旅行代理店業 16. 暗号資産の投資及び運用

	17. 暗号資産に関連・付帯する業務全般 18. 貸金業 19. 個別信用購入あっせん業及びクレジットカード業務 20. 投資事業有限責任組合その他の組合の組成、運用、管理及び持分の販売に関する業務 21. 金融機関に対する顧客の紹介及び斡旋に関する業務 22. 企業の合併、買収、資本提携、事業譲渡等に関する仲介、斡旋及びコンサルティング業務 23. 有価証券、不動産、信託受益権その他の金融資産に対する投資及び運用 24. 商取引上発生した未収債権その他の債権の代行回収及び金銭債権の買取りに関する業務 25. コンサート、イベント、興行、スポーツ、演劇、映画その他各種催事の企画、制作、運営及びチケットの販売 26. 芸能人、アーティスト、声優、文化人、スポーツ選手、インフルエンサーその他の人材の発掘、育成、マネジメント、キャスティング及び紹介 27. 教育、研修、セミナー、シンポジウム等の企画、制作、運営及び提供並びに講師の派遣 28. クラウドファンディングに関する業務 29. アミューズメント施設、研修施設、貸ホール、駐車場その他各種施設の企画、経営、運営及び管理 30. 屋外広告物、展示、室内装飾その他各種建設工事の調査、企画、設計、施工、監理及びコンサルティング 31. 地域開発及びまちづくりに関する企画、調査、設計、実施及びコンサルティング 32. 警備業法に基づく警備業 33. 前各号に関する業務のコンサルティング、受託及び代理 34. 前各号に付帯関連する一切の業務
第3条及び第4条 <条文省略>	第3条及び第4条 <現行どおり>
第5条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は 301,420,932 株とする。	第5条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は <u>359,000,000</u> 株とする。
第6条及び第45条 <条文省略>	第6条及び第45条 <現行どおり>
附則 第1条 <条文省略>	附則 第1条 <現行どおり>
<新設>	<u>第2条（目的と定款に関する経過措置）</u> 第1条（商号）及び第2条（目的）の変更は、2026年9月25日開催予定の臨時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決され、当

	<u>該吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日である 2026 年 10 月 1 日に効力が生じるものとし、本附則は、その効力発生日経過後にこれを削除する。</u>
--	---